小川為
吾著述

開化問答二編

下

國立臺灣大學圖書館藏書

86

開化問答二篇巻下

小川為治著

開治郎

サテ一服やりましたゆゑされからまた一喧嘩に及びませうソコデ舊平さん足下乃清論でも政府まで大陽暦をおとり用ゐなされたるも畢竟毛唐人乃属國にありしわけダまた大陽暦に改りてより寒暑乃様子が狂ひたるゆゑ日用萬事の差支を生じ随て何職業乃人に限らぬこれ大損毛に及べる事ダその上日乃吉凶を

擇むことあたはざるゆゑ出れがために世間一般に悪事災難を招ぎ困窮艱苦の禍を受くる事ダと仰らるゝ事なれど僕は出れを以て足下の頑愚より生ぜたる浅心得違かとそんじ升されたされより政府に於て大陽暦をおとり用ゐなされしアけと足下の活論の不理窟なる次第を活語しやさんゆゑよく耳の治をかい浚ひておきなされまのせまづ大陽暦は地球の日輪の周圍を巡廻するを以て本とし定めたる暦でござる地球は三百六十五日と五時四十八分餘にして日輪の周圍を一廻す故に三百

六十五日を以て一年と定め上端乃五時四十八分餘を四ツ集むれば丁度二十四時ばかりになる也ゑまたあれを一纏にして四年目ごとに一日乃閏をおく仕掛にしたる暦法でござる此の暦法なれば七千年乃後に及び漸く一日乃差を生ずる位乃ごとにて春夏秋冬寒暖乃時節を大方毎年かはる此となき也ゑ種蒔き稲苅り網を下し賣物を仕入るゝ手筈も勿論衣服乃都合より香乃物を漬くる用意に至るまでござ〳〵暦を出して節を見るに及ばば何月何日といへば丁度去年乃その日と同じ時

候なれば一年の暦さへ諳んずれば幾年といふとも更に
差支なくして意だ重宝なるもので出さる且毎年の日
数が同様なるゆゑ奉公人は閏年のために三十日の空
奉公する憂もなく商人は閏年のために貸方の収入を
延しされがため餘計の利足を金主に拂ふ憂もなくそ
の他一年定めの約束事にて閏月のために損徳をうく
ることなければその便利なること僕がいふまでもなさり
ませんたゞ改暦以来は萬事今まで眼慣れたる所にか
なりたる有様なるゆゑ世の無學文盲の人は驚愕仰天

して種々乃不便を唱ふる者あれども其れは正真に利害
乃穿鑿をして不便を唱ふるまけにあらざれども其とよりと
るに足らぬ話しで其ざるもと其れまで六月を熱き時十二
月を寒き時十五日を満月晦日を闇乃夜と心得てゐたる
は畢竟仕来りならはしにて其もし始より只今乃氣候乃
如く覺えゐたるならば大陽暦に改るとも更に噪ぎたつ
る事は其ざり外まれ其かれば其れを以て其なかれ其れと
やかましういふ人は恰も改名せし人を見てその以前乃
人物にあらぬと其るが如く其れを名を以て實を害ふと

いひて馬鹿乃天上とする事でござるサテ又されまで
乃暦はされを大陰暦といひて月を見當に定めたる暦
法でござる月はこの地球乃周圍を廻るものにて二十九日と
十三時を以て丁度一廻して元乃處にかへるものでござる
大陰暦は毎月十五日乃夜に圓き月を見る趣向なれど
も若乃二十九日と十三時を十二合して一年とすればいまだ
三百六十五日に足らぬ即月は既に十二度地球乃周圍を
廻りたれども地球はいまだ日輪乃周圍を一廻りせざるゆ
けにて此の差凡二年半餘にて一月ばかり乃日数となる

也恐その時に至り閏月をおき十三ヶ月を一年と
し地球乃進ミて元乃所にかへり着をまつことてぶ
ざる譬ぞ三百六十五文拂ふべき借銭を毎月二十九
文五分ゞ滴方をすれぞ十二ヶ月にて凡十一文餘の不
足となるべし此の不足が二年半餘りも滞れぞ大低
三十文ぞかりの引負となら人閏月も即此の引負を
一月にまとめて拂ふ事とおもりなされませ右乃次
第にて大陰暦も春夏秋冬乃節に拘はらず一年乃日
数を定むるものなれぞ今年乃今日と去年乃今日と

を唱を回抜なれども氣候を必ず相違してをり外さの故に彼岸土用などの節を知らんにも一々暦をひらき見ざれば かなきぬ事にてこれまで用ゐ慣れたる也ゑさまで不便利にも思はねどもよく〳〵考へこれを大陽暦に較ぶる時は随分胆乃消也るほど不便利乃ものでござる但右に御話し申ス所乃地球乃日輪を廻る理合や身乃地球を廻る理合は即窮理學といふ學問をすれば忽ち合点也く事也ゑ御間暇乃をりその書物についてごらんなさるゝがよろしうござるサテ又足下は大陽暦に日

取の吉凶を書載ざるゆゑされがために世間一般に無事
災難を招ぎ困窮艱苦の禍を受くる事ダと仰るにとな
れどもされは無實の罪にて大陽暦は定てトンダ濡衣を
著タと歎いてゐるにとでござらう全躰政府にて大陽
暦をおとり用ゐなされし浅趣意を尋ぬれば詰り世間
の人々がされ等の事に迷ひゐる睡りを覚さんためにして
大陽暦に日取の吉凶などを書載ざるにの正真の道理
にかなひたる事でござる元来されまでの暦に書載す
る所の方位日取などの事は漢土の道家といひて丁度

今の法印或は賣卜者などは類したる者より出でし
説にて此れ等の奴等が牽強附會にいろ〳〵の妄説を他
りこれを以て愚人を惑し金銭を儲くる助と志たる
ものでござるソコデ此れ等の妄説の世間に流布せし原は
中昔し乱世の頃より伊勢の法師どもが太神官様の
法秡に暦を添へて配りしより起りたる事でござる
蓋しその頃には漢土の書物をよこいさゝか暦の事な
どを心得るたる者はこれ坊主等なるゆゑ法師が暦を
配るに付ても大方坊主を頼こて暦を出しらへもらひた

るものと見え外坊主は昔しも今に大となる大となく
世間を馬麻にせん馬麻にせんとのこ心掛をる者なれ
ぞまたその虚に乗し自己が田地に水を引ふん目論に
てかのまけもまからざる鬼門ダノ金神ダノ或は白日黒
目などゝいふものを恭しく暦に書加へたれを以て一ッま
は暦の有難味を増し二ッには世間に迷ひ乃種を蒔き
つけまた自己等の銭儲の田地と志たるものでござる
元来我々の住居する大の地球は恰も橙の如き形の也
のにて一寸小サキ所にて見れば東西南北の區別あるや

うなれども地球の上に於ても更に其の區別あることなしその次第をまづ日本の東の海岸なる横濱より船出して東の方へ向ひ真直に西けば亜米利加の合衆國に至り外それより亜米利加をさえなる東へ西けば歐羅巴の英吉利國などに至り外それより東へ西けば印度の釋迦様の出たる國に至り外それより東へ西けば南京坊主の國郎支那に至り外それより東へ向ひ西けば遂に日本の長崎にかへりつき外横濱より長崎をいづれの方角に當り外ぞ即西の

方でござりませうなじめ東乃方へ向ひ船出して今西の方よりかへりくる所を以て見れば東西南北といふ名目をたゞ小サキ所乃區別を定むるために設けたるものと志らるゝでをござりませんか志かれバこれを以てその塲所に固り着てゐる者と心得るを実に愚なる次第でござるされば鬼門塞りなどの吉凶に拘りてその行べきかたにものず引移るべきかたに引移らざるを其幸を擇えて却て不便利を生じてれがために禍に陥る道理にて甚だ馬鹿々々しき事でござるそれも愚

きもん　おもてぐち　むか　き
きたる一鬼門乃表口より向ふ来通り世界を一廻りして
ゐま　ひ　で　ぬけ　ら　ぬ　ぬ
ゐる人あらば今活話しやうと出て抜ける抜けらぬ抜
まう　ナント驚ろさんすな　ぬ
てやるがよろしうござるナント驚ろさんすな
きもの　ぬ　ぬ　ぬ

りなされバ三百六十五日一日として悪日ハなき筈で
ござるたとひ白日にても悪事を働けバ必ず刑罰に行
たるゝ事なれバ黒日にても人倫乃道に背かざる仕業
を行ふに何乃恐るゝ事がござりませうたゞ誤りて悪
しき行をせし日などを以て悪日とすべしもとより
定りて災難を受くべき貧乏に陥るべき日といふを決
してない理窟に心得升旦足下乃清話し乃通り悪日
を用ゐる者ハ屹度悪事災難をうくべき事とせざる
の悪事災難を與ふる者を誰でござりませう僕を大

方天道様ならんとぞんじ候ト外天道様ハ世界中乃天道様ならんと存じ候ト外天道様ハ世界中乃天道様ならんとぞんじ候ト外天道様ハ世界中乃天道様ならんとぞんじ候ト外天道様ハ世界中乃天道様ならんとぞんじ

ものは大方その人乃不注意より生ずるものでござる譬
は病氣はその人乃不養生より起り盗賊に忍び込まるゝ
はその人乃よく戸締りをせぬより起り金銭乃損失は
その人乃あまり欲張り過ぎて本筋乃道を踏ざるより
起り人乃為に殺さるゝはその人乃常に他人より遺恨を
受くる所業に及べるより起るが如しされぞよく世の中
乃道理に従ひ萬事に付て手抜乃なきやうに氣を附
て僕は萬事に付て手抜乃なきやうに氣を附くる事

さう人間乃ためにはさの上もなき災難除乃法守かと
ぞんじ升さるをか乃方位日取乃ために婚礼乃日を延し
搏完乃時を縮めされにより福禄寿命乃無量なら
んことを望はなく不本に縁て魚を求むるが如しいはゆる弥
勒乃世を終るとも決して出来ざる仕事でござるサテ
又足下は五節句物日などのお廃しにはりしを彼是理
窟をつけてやかましくいはるゝ事ダカされも矢張さきに
法話しアタル暦を改られし法趣意におはじ事でござ
ざる元来愚癡なる人物は道理乃真偽に拘はらざたゞ

古来よりの仕来りならはしをのゝ信仰して如何程よ
き事柄にても新しく思ふ事へ大容易に終らざる者
でござるさりながら此の愚癡なる人乃料簡にのゝ任
せおきてはトテモ世乃中が文明開化乃場所に至る其
とあたはざるゆゑ世間を文明開化にせんと思ふ政府は
まづ世人乃迷執を打破り萬民乃耳目を新にせざれば
かなはぬまけにて此れ五節句物日などをお廢しなさ
れし次第でござる全躰足下乃論せらるゝ所乃五節句抔
といふ日乃大本を穿鑿すれば云なまけもなき日にて祝

ふべき筋を少しもないアけでござるかく乃如き日を祝んためにされまで家業を休み上下を着用してありがたさうに清同たうござり升恐悦にそんじ升抔と騒ぎまたりたるを實に小児遊乃やうにて今更笑止子弟にそんじられ升ソコデ只今祝日としして用ゐる所乃紀元節を神武天皇様乃始て天子様乃清位に即せられし日なり天長節とを今乃天子様乃清誕生日乃事にして實にされる乃日を日本に生れたる人乃必ず大切に祝ふべき筈乃日でござる故に政府にて一年中よりかゝる貴き日五日

を擇び出されを衆に示し日ホ定め世間一般ホ視ホるをなされたるにすぎざるサテ舊幕府かくの如く殿下大陽暦をおとり用るホあり活話ハ出せど政府ホて大陽暦をおとり用るホあり是下た大陽暦を用るたる理應も太低得心はなりませんサーこれ毛唐人ホ降參したるにほかなりませんサーこれ毛唐人と敢て何國を指て仰ぐホ抑毛唐人ホ降參したるにほかなりませんサーこれ毛唐人と敢て何國を指て仰ぐホ英吉利亜米利加日耳曼佛蘭西あり亜米利加日耳曼もありて佛蘭西

も降来したる様子を見えませぬされば政府に於て大陽暦をおとり用ゐなされしをなぞ蒸氣車や傳信機をおとり用ゐなされし事と同様でござるそれを何でも大陽暦をとり用ゐる上からも彼等の属國になりしヨけダと強情に仰事ならば昔し漢土より大陰暦の法を傳来志たるを矢張支那の属國になりたる事ダとヤシませうがなれ不通の論でござるされば先刻足下が涙が流る或は煙草盆を打壊ちし抔と話されしをこな足下の頑愚より起りたる氣違業にて大の

開次郎を左拾なる清氣達乃附合ハトテモ出来ぬ事也
忍まつ堅く清断り申ニ升ナント舊平さんかく清話し
申ニたらぬ足下乃されまで馬鹿氣たる事歎たし事
と血眼になりて非難せられたる理窟ハこれ正真乃道
理にて一生懸命によい事と思ひ込てゐらる理窟ハ
却て本を正さぬ不理窟ダと明におもひかりになり
したらうされぬされまで乃清料筒ハ西の海へサラリ
と抛げ捨てゝ政府乃清趣意乃ありがたき事をよく
胸に蓄へ大陽暦乃事なども厚く守るがよろしうぞ

ざる

舊平

なるなど大陽暦の法説得一々肝に銘じ感心いたし外

最早大陽暦の一件に付てたさの舊に一言の異論もだ

ざりませぬ足下にもう一番おまゝア人事がござるそ

れを即地券の一件でござり外全躰されまで日本國

中何れの土地にても田地の年貢を大低米を以て納

むる仕来りなりしに地券の制に改りてよりも券状

高の百分の三ト又を百分の二ト加いたしてこなる悉く金

納の事タさうでござる尤年貢の割合はこれまでなさ
まのでかはりたる所なしといへども其の金納は改りたる
事は百姓のためには甚だ迷惑なる事でござるたと
へば米納なれば田地より取上ぐる米を以てすぐに俵
に俵り上納するまでにて甚だ手軽き事なれども金納
にては取上ぐる米を一旦商人に賣渡しその代金を得
て上納する事也急ぎれを米納に較ぶれば両度の手
間を費し甚だ面倒なる次第でござる且百姓には恒に
年貢の金を貯へ持てるゝなどの者は叶き也急ぎ低は今

年取上たる米をすぐに商人に賣渡しされを以て年貢の金を調達する事でござる世間一般にこの有様なれど商人どもは年貢の上納時に至り必ず足本を見て鷲鑊ゝの儲をせしめんと謀ることとてまた百姓はこれを避くることあたはず今にては昔しの如く水牢や土の牢に入れらるゝ苦しきはせしといへども年貢の金を忘れず身代限の處分に及ぶべしと真綿を以て喉を結らるゝが如きイヤに厳しき法觸を恐れ現に商人の罠に懸れりと承知しつゝ無據その米穀を賣代な

す次第でござる蓋しこの害は運送不便乃土地柄にて
は殊に甚しうしてこれに由て見れば世に百姓不ど
薄命なる者はござり外まれ嗚呼悲しかな百姓よ外乃
簀に蓆を志きて住居とし粟稗を以て食物とし身に
は荒布乃如き衣服を纏ひ一年中田野にありて雨に
うたれ日に照らされかくしてやうやく取上ぐるところ
乃米穀はかの狡獗なる米商人乃ために安直を以て
蹴倒されその身は矢張幸乃目珂弥にて衣服は勿論
自己が作りし米さへも食ふ事乃かなはぬは犬骨折



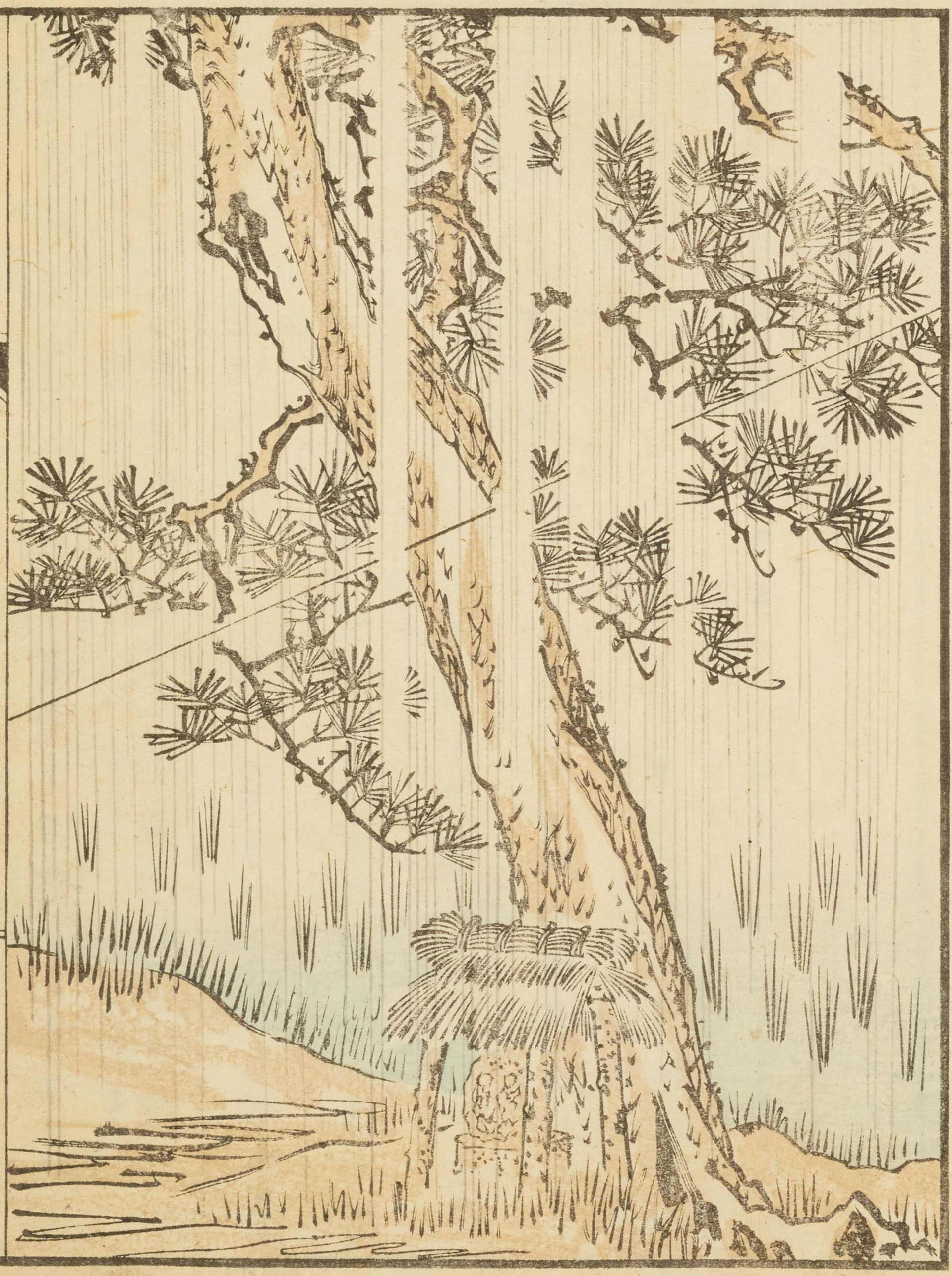

て鷹の餌食實に不便なる者でもござりませんかむ百姓も昔しより随分割のつるき職業なれど近頃のやうに困窮を極めたるもない事ダさうでござるこれ畢竟金納の所業にて本を尋ぬれば地券の制が此の害をする事カとそんじ外且地券状を受くるに付ても印税ダノ或も取調入用ダノとかけもつからぬ入用を沢山にとり立らるゝ事でござる何もその者の所持の地面を他に譲り渡さゞる間もその者の所有物なるも知れたる理窟にて誰も横合からこれをかれこれ異論する者も

ざざり外まへさるに今はじめて氣乃附たる如くに持
主乃株を堅固にするにも地券状を渡さねばならぬ抔
と噪ぎ立るを實に馬屎ゝしい理窟でござるお負に
地券乃金高を定むるに付きその地面不相當乃直段を
書出す時はその地面をとり上げられを他人に入札さ
すべし抔と強面に威しつくるを詰り地券乃金高を殖
やし年貢乃上り高を沢山にせんとする工夫と見え外さ
れば地券發行乃事なども大方毛唐人乃國の法にて政
府にてこれをとり用ゐる時は容よく欲心を逞くする

さしを得らるゝせゑならんと考へ升只今法話しやス通り如何程政府にて地券を地面持主乃株を堅固にするため乃法ダ抔といはるとも基礎が欲心を遅くせんために設けたる悪事なれば隠すよりあらはるゝはなし遂にその禍があらはれて人民乃上に及び世間一般乃大苦しこを引起したる次第でござる尤されまで地面の制或は年貢の取立方などの事に付ては随分弊害が多くありしときけばその甚しき弊害をお正しなさるはよき事なれともかく新奇に法為ばかし乃規則を設け

また されを以て銭儲乃算段をせらるゝを辟ゝだ追剥に
逢ゝ人とする者を助けてまた されを追剥が如く されを
を暴を以て暴に易やといひて決して公明正大なる政府
のすへき所業にあらざるかと心得弁されば これ等乃
事柄も矢張されまで乃仕来りに働き地券乃制など
を法度しになさるがよろしうござりませう
関次郎
イヤ されば等乃法疑ひ一應を法尤乃やうに少やれども
れにを深き子細乃ある事にて足下乃かく小言を仰るゝ

詰りいまだ法料簡乃至らぬ所でござる全躰されまで
日本にても肝腎乃政事乃道理を穿鑿する學者先生
方にても　されば等乃理合をから　ムチヤクチヤにてゐら
れたる位乃事なれどまして無學文盲なる人々がこの
事につき疑を起し眼乃玉を黒白すを無理ならぬ事
に覚え升元来地券乃制を人間乃私有を堅固にす
る法にて人間乃性法といふものより起りたるも乃でご
ざるゆゑ近来西洋と附合乃道がひらけてよりかの國
乃學者等が人間乃性法によりて人間乃私有即所持

乃品物を堅固にする事を以て政事乃一大專務なり
と論ぜられし説が傳なりきて我國にても物乃道理
乃解りたる學者先生方ハその議論乃正しきに信服し
段々世間にこれ等乃道理を唱ふる者多くなりて遂に
今日かく政府にて地券乃制を定むるに至りたる次第
でござるさてこれまで乃闇黒世界にて人民一般に我
所持乃地面を政府より借受けたるも乃と馬鹿々々し
くも心得るたるコトにて政府もまた自分乃所有物を貸
しおく料簡になりてゐられたるものと見え外さる故に

されまで乃掟まて地面賣買を相ならずと堅く禁制
してありたる次第でござるきれど先刻も口を酸くし
て清話しやタル通りもと人民が政府を設くる所以
を銘々その所持乃品物を安全に保護して貰ひたた
めてござる且その所持する品物乃本源を穿鑿され
ぞこなその人乃勤勞骨折を以て生じたるものまし
て譬ば百姓乃所持する穀物を耕作といふ骨折を以て
儲けたる品物職人乃所持する製造物を仕事といふ骨
折を以て儲けたる品物商人乃代物といふともまた古

れと同様なるものでござるされば今世間乃人が地面を所持する本もその儲溜たる金銭を以て買取しか或は主なき土地を見出して自分手に開墾せしかさの二ツより不かに道はござりません金銭を以て買とりしは更に論ずるに及ばず主なき土地を見出して自分手に開墾したる人がその土地を以て自己乃所有物とするはなに舩乗が海中にて主なき島を見出しこれを以てその本國乃属地とするが如くもとより當然乃道理でござるナント舊平さん今までかゝる道理によりて

所持する地面を以て政府乃拜借物と心得ゐたる人民乃愚をいふまでもなし人民乃物を猫をぐまて我物顔にとり扱ひゐたる政府をこれに超えて百倍も獣愚なるものでもござりませんかサテさきに清話し戸タル通りこれ等乃道理を昔しより世間に誰も氣の付く者あらざりしに近頃西洋乃學者等乃清蔭を以てやうやく其の筋違なる理合が明白になりしかば政府をまた下々と違ひ賢き者也忽ちその過を改めて遂に先頃地面勝手賣買を差許されし次第で

ざざるどうでござる舊年さんかく法話しやせぞ地面を矢張他の金銭財宝と同様にその所持してゐる人に属する私有物ダといふ事をよくおわかりになりましたらうされぞまれまで法田地抔と唱へ政府より預りたる物と思ひ公然に売買する事乃出来ぬものとしゐたるを畢竟人民乃愚にて世の中が闇黒でありし志るしでござるソコテかく地面を他乃家財と同様に屹度その所持人に属する私有物ダといふ道理が明白になりて見れぞまたまれを保護するを政府乃役目也ゑ既に

先頃より政府にて地券乃制を定め地面所持人へ券状を渡しなさるゝ次第でござる蓋しされた詰り我面持乃株を堅固にするため乃法にて其の人乃私有乃権を堅固にすといふ事も世を文明開化乃場所に進むる第一番乃道でござり外その次第柄を法話しやさだ譬だ夏乃日夕立雨に逢ふ人がもし他人より借受けたる衣服を着用する時も少し位濡るとも無事なる顔付にて出行すべけれども全く正直正銘に自己乃銭を以て買得たる衣服を着用する時も氣も魂も身にそなず裳を

寒り手拭を覆ひ雫乃かくらざる軒下に両宿りしてその心中にても衣服に汚班や出人或は質乃直打や下らんと大に心配する事でござる或はまた迄りたる主なき田地を五人十人にて寄合ひ耕作する時は一人にて耕作する田地よりも必ずとり上げ高乃劣るものでござるに其れ一人のこ餘計に骨折とも更にその志るしなきゆゑ人々互にその骨折を相ゆずり俗にいふ突掛物に陥るゆゑにてもし其の田地が一人乃物に属する時は我勉強次第如何程にても我身に益あるゆゑ必ずその田地乃正

真の取上高を生ずる事でござる蓋しかくの如く自分の私有物を大切に思ふたれ人情の止ムを得ざる所にて其の人情に從ひて人の私有の権を堅固にする法をたつれば自然に人の勉強する料簡を起し勉強する料簡を起す所から自然に産物も殖え産物の殖ゆる所から自然に身上も饒富になり身上の饒富になる所から自然に世の中が和合して世間に一人も悪事を働く者のなきやうに至る事でござるたれ則さきに法語し甲タル人の私有の権を堅固にするを世を文

明冥化乃場所に進むる第一番乃道ダといふ理合でざ
ざる且又地面を他乃家財乃如くその持主乃傍に附添
ゐる者にあらず故にその持主をされを支配するに
恒に慥なる證據を所持せざれば ヒット異論紛紜をい
ふ者乃あらん時にされを辨解すべき手術がござり
ませんされ則政府にて地面所持人に地券状を與ふる
譯柄でござるサテ又されから年貢乃金納に改りたる次
第柄を語し卩さんそれに付き先刻足下乃仰られた
る語言葉をいまだくはしく田舎乃事情を盡されぬや

うゐ覚え弁ゐ見下ろいまだ盡されぬ所をとり約て法話ーアンまづされまで田地取立方ノ仕訳ゑ何れノ土地よてゐ毎年役人が検見といふ事を行ふその年ノ作物ノ豊凶ゐ従ひて税額を定めたるでざるふたの検見を受くるよ付てゑ役人ノ馳走をもとめさるふと

に思ふゐたる事でござる且年貢米をこれを一粒ゞ撰み俵作りも至極丁寧に吟味するのゝならず上納せし後とても■枡目が切れし或は入が少なかりし杯といひて罰を受くる事もまゝある内急實に百姓をこれまでの検見米納の法を以て至極不便利のものとしゐたる事でござるさるからに土地柄によりては定免といふ事を願ひたる所もござり非定免とはその土地二三十年間の年貢の平均高を金に見積りこれを以てその土地の税額に定めたとひ如何なる凶作の時にても■必ずそ

の定り丈乃年貢金を拂ふ事でござる蓋し定免なれ
ば検見乃弊害を悉く除き去る事を得らるゝ也恐苦し
を百姓がこれを以てその苦痛を免るべき至極便利な
るものとなしゐたる事でござる但し舊ほさんされ
等乃利害得失を今更僕が子細らしう語し申さず
とも誰か田舎乃人に付て足下よりおきゝなされなど
忽ち御合点也ゐん事にそんじ外サテ又政府にて國用
を給する仕方を今年乃末に於て來年中乃入用を
見積りこの勘定書をあまねく人民に布告しそ乃

身上ノ割合出銀ヲ正真ノ道ニ
あれまでの如く米納ニ
事が出来ません譬ば
場と来年去の年貢を
ず喰違ある
ふやうの事でござ
ろえ
図も矢張来年ノ一図
ずる事ニ
事もあり又ハ
```
```
```
```

開化問答　二篇巻下

等により大なる損徳を生ずる事もありて詰り人民より差出す丈の年貢が政府の庫へ這入らぬ勘定でござる金納なれば人民より一圓差出せば政府の庫へ屹度一圓這入り途中にて耗を生じ数乃減少する憂を決してござりませぬ此れ現今政府にて年貢を悉く金納に改められたる次第でござるナント舊なさんかく年貢が金納に改りて見れば検見巡回乃手数もなくして馳走飲食等乃入用も省略し得らるゝ譯なれば一挙両得公私乃ために莫太なる利益のある事でござ

りませんか尤理窟乃上にても年貢が金納にのミ定
りても年貢上納乃時節に至り米相場が下落して
百姓乃難義を起すべきやうに思はるれどもよく実
地乃有様に付き考ふれば足下乃清心配なされる不
どの仰山なる憂はないやうに覚え升且まれ等乃憂
を防がんために既に田畑勝手作り清差許乃清觸もあ
るにけなれば地面持ち時乃勢に従ひその田地へ菜なり
と菜なりと何でも一番利潤乃多き作物を仕付け沢山
銭儲をするがよい事でござる只今乃世界も昔し乃時

に事なりたの日本に米が一粒も生ずる事なしとも聊
も差支あらざるとけにてたゞ人々交易に用ゐる品物乃
沢山にならんやうに勉強さへすれば我田地に一粒乃米
穀を作る事なしとも決して食ふ米に不自由する氣
使はざりませんさるに足下乃法話し乃如く金納に
改りて迷惑する或は高人乃ために一年中乃膏汗を
志ばりとらるゝ抔と歎いてゐる人は牡丹餅は彼岸よ
りにかに食ぬ者團子は月見より不かに食ぬ者と心得
ゐる馬鹿野郎でござるサテ舊平さん先刻から段々

清話ヤスエ迄り政府にて地券乃制を立られたるを天地乃道理に従ひ人民乃私有を堅固にする次第にてまた其の法によりて公私乃大利益を生ずる事ぞといふ其とも悪くおもかりにはなりましたらうソコデ其の大利益を生ずる本は世に學問乃道理が明白になりたるによるといへどもまた政府乃公明正大なる清仁心より起りたるものといはざるを得ざる事でござるさすれば先程足下が息巻立て論ぜられたる一件はいまだ深く物乃道理をお志りなされぬ誤りにてまるに追々清話し申

タル理合を考へたらば足下は志らず世間乃地面持は必ず低頭平身して心から底から地券乃制を以てありがたきものに思ふ事でござらう

舊平

よし〳〵地券乃一條はまづ僕の負公事としておきませう〳〵ダガまだ〳〵議論をやめにして引込む事は出来ませぬゾその次第はかの證券印紙乃一件でござるたとひ元乃世界でありとも金を借るには必ず請人を用ゐ判證文をせざればかなはぬ筈にて且かく乃如

く私は取結ぶたる約束にてもその貸たる金がとれぬ
借たる金を返濟せずともよしといふ理窟もござり
外まいさるに先頃證券印紙乃規則といふものゝ請觸
ありて印紙又も男紙を用ゐさる證文書付類も後日
に行違争論を生ずとも政府に於て請とり上げに相
ならぬ裁判してやらぬ抔といふ法度を設けられた
を何乃譯柄でござり外ぞ僕をされを以て政府が欲
心を逞くせんためにまた人民乃約束事に付き錢儲の
工夫を設けたるものかと心得外されぞ今乃政府の所

業を恰も香具師際物商人に類したるものにて實に卑劣千萬なるものでござる且政府にて行ふ所乃錢儲をその権威を用ゐほしいまゝに抑配或を押賣なとの法度を設くるゆゑ他乃商人乃行ふ所の如く損失に及ぶ事使を決してござりませんナント開さんされを以て見れば政府を如何拙なる錢儲も自由自在になし得らるゝ株にて僕を誠に羨しいものにぞんじ升されど足下乃法話しなされたる所に付て考ふれば政府を固よりかく乃如き錢儲をすべき筈乃ものに

あらじと心得外且政府にて其の銭儲をするために
用ゐる本手金を如何なる所より出る者ろと問へば即
人民より出銀志たる年貢運上ではござりませんか人
民より出銀志たる年貢運上を以て本手としまた人
民より預る所乃権威を道具に用ゐ却て人民乃金銭
を吸とる仕業に及べるを諺にいはゆる廂をかりて本
屋を奪とる次第にて甚だ相済ぬ事に心得外又證券
印紙とたゞ借用證文または譲渡證文乃如きものに
のミ貼用せよといふ事ならば或は全く人民乃約束を

堅固にすべきための法則ならんとも思ふべけれども荷物乃送状質屋乃通帳をいふに及ばず些細なる酒の切手に至るまでこなされを貼用せよといふ所を以て見れを決して人民乃約束を堅固にするためだかり乃規則でもござらぬどうしても銭儲乃ために設けたる法度に相違ござりませんされを先般政府にて證券印紙乃規則を發行せられたるを實に筋違乃根本にてされ等乃事をお慶しなさるが正真乃筋かと心得候且又當節裁判所にて公事訴訟をとり捌く

法仕方を實に虐い者でござり升貸金滞りを以て願ひ出る者ある時を忽ち借方を呼出し返滴方を言付け借方が難渋筋など申立る時をすぐに身代限を言付け本人の身代限にて不足なる時を請人にまで身代限を言付くる事でござる元来借たる物を返すを當然の道理にて借たる物を返さゞれば我名望を落す由ゑ人情に於て誰も借たる物を必ず返滴志たく思ふ事なれども無據不手廻から遂に返滴延引に及び或は政府の法苦勞を煩すにも至る次第でござるされば

かく乃如き貧乏人に政府にても少しは寛かなる法
處分がなくてはならぬ筈かとぞんじ升志かるに只今
乃やうなる法仕方では政府乃法仁恵といふものは少
しもないヨけまして貧乏人は雖の法議を以てその性
命を全くいたしませう實に泣より外に致方乃ない
次第でござり升志の故に世間乃日為貸又は高利貸
抔といふ奴等は得手に帆を揚げ慢に高き利足を以
て金銭を貸出し遂に貧乏人乃身上を吸枯しにする
次第にて實に貧乏人は右へ曲きても左へ避けても浮

む瀬のなき時節でござり升されば古の頃世間乃一口
ばなしにある時天子様が高楼にましまして東京の市
中を清覧ぜさせられしがやがて高き屋に登りて見
れば烟りたつ高き屋に登りて見れば烟りたつと二三
返操返して吟じ給ひたる事がござるソコデ清傍に附
添へる侍従乃方々が天子様に詰向ひ申し恐ながら下乃
句を何と申シ升と伺しかば天子様曰く朕を下乃苦を
志らぬと仰ッタ抔と悪口を頻に唱へてをり升され畢竟
政府が欲情にのみ心かれて下々を恵ぬ禮據でござる

昔し徳川家の頃は随分役人に奸曲もあったる事なれ
ども公事訴訟杯の事は今より反て寛大にして正真
の仕方に適ひたるものゝやうに覚え幷既に貧乏人
のために強情我慢を言募る貸人を捕へ大れを仮牢
へ打投みその強欲なる根情をとり拉れたる事など
もありて貧乏人を恵む政府の御仁恵は何時もかく
あるべき筈でござるさるを只今の如く貸方にのみ
利の附く御捌をなされては貧乏人の行立道なくし
て寐ても覚ても政府の事を誹り罵るは尤至極の次

弟でござる故に政府にて早速にかの詭券印紙の如き
銭儲乃仕事を廢され裁判乃事なども成丈貧乏人乃助
るべきやうなる法仕法に改めらるゝにあらざれば決し
て下々乃者が政府乃恩徳を仰ぐやうにはなり外ま
以かとそんじ外且いつまでもたゝに氣が附ずして
矇瞳としてゐらるゝ時は追々下々の怨が重なりて
終に世の大乱を引起す基とならんかも謀り知られ
ぬヨけにて其の舊平は恒にされ等乃事を以て其の湯
罐頭を病す其とでござる開さん足下はよく萬事乃

道理を法究めなさッてゐらるゝ事ダガナントされ等の理
窟を如何におぼしめし外

開次郎

アハヽヽヽ相替らず足下の妙論驚き入り外ダガされ
ば世の懶惰者が借たる物を返さゞる筭段に設けた
る語しなるを足下乃至らぬ法料簡からまことに受
けて仰ゑるけふして一ッもとるに足らぬものでござる
全躰借たる物を返滿するを天地間の當然の道理に
てまた貸たる物をとり返すを世の道理に於て聊も

不思議乃ない事でござるまた人間乃脩身乃道に付て論ずる時は他人乃物を借て返さゞるは大悪の所業にてその罪はなほ盗賊と同様なるものでござる元来他人より借受けたる所乃財貨はその人の骨折を以て得たる品物にてまたその仁恵の志を以て貸與へ呉れたるものなるに我身は却てこれは悖り貰ひたるものゝ如く思ひゐてはいはゆる枕を以て恩に報ゆる理窟にて去れを人面獣心なる所業とはませうさる故に借て返さざるは有様より異なれ盗賊に少しも相違なき所業

にて人間の脩身の道に於て堅くされを誡むる次第
でござるさるにされまで世間に借タ物貰タ物と思ひ
升杯といふ讒語を吐ちらしゐたる横著者もありて舊
幕府の頃にも却てされ等の横著者を以て不便と思
ひたる所より竟に金持をして金を貸す事を危く思
はせそれがために利足を引上げ僅一ト月か二タ月の間に
元金丈の金高をとり上る工夫をなさしむるに至りたる
事にて金持の料簡となりて見れはまた無理ならぬ
譯柄でござる近頃に及び益々貧乏人の困窮を拯むる

大本を盖しされ等乃事情より金持が容易く離さずして自然と世間の金銭融通乃道を塞ぎたるゆえ世の人間なされるを畢竟人乃行ふ故なれ尺今政府ゆて嚴しき處分を以て貸借乃裁判をな

利足なども段々下落するゆけにて貧乏人もおれによりまた廣大なる幸福を受くる事でござるナント舊平さんされ等乃理合をお考へなされなぞ只今乃政府乃法仕法は實に世間乃大利益をなすものゝといふ事はスツカリ法得心になりましたらゝサテ又人間乃料簡は恒に私乃方へ傾き易くして懼るゝ者のなき時は必ず手前勝手乃所業に及ぶものでござるされば裁判所にて貸借乃裁判を寛大せぎたる處分を以てそり捌く時もおれかためにて世乃人乃手前勝手乃料

簡を増長させ竟に返滴すべき工面の出来る者にても成丈返滴せざる筭段する事に陥り詰り世間乃大害を引起す次第でござるさるをかの舊幕府乃役人ども袖の下乃進物や鼻薬に眼を眩し借方乃者に利のある捌をせしも譬ば足手乃達者なる苦者に慢に金銭を與へ却てその人を懶惰者に引入るが如く甚だ相滴ぬ仕方でござるサテ又裁判所は公義正直に則り人民乃権利を保護するを以て職務とする者也然他人乃ためにその財貨に奪ひとられ迷惑に及ぶ者あ

る時はたゞちにこれを國乃掟にてらしその奪ひしら
れたる權利を以て本人に回復し與ふる事でござるさ
れば裁判所にて借人乃贔負をし貸主乃難義に及ぶ
捌をしては一定乃筋に於てその職務に背きたるまで
ござる且政府は世間一般乃利益を謀るべき筈乃者な
るに裁判所乃役人が我愛憎乃料簡よりかゝる不正乃
取計をしこれがために世間一般へ迷惑を受けさする
時はまた政府乃職務上に於ても甚だ相濟ぬ次第でご
ざるナント舊にさんこれ等乃理窟を法呑込なされな

も今の裁判所の處分に付て怪むべき筋も疑ふを起すべき道理もござりませんサテこれから證券印紙を請愛行になりし道理を請話しやさん全躰裁判所にて公事訴訟を吟味する仕方も第一に詭文書付の額を以て證據としその理非曲直を裁判する事でござる蓋し人の料簡も外表から見て知れざるものなり且口といふ調宝なるものを以て詐偽も正真の如くいひまぎらす横著者もなきにあらざれど願人や受公事の者のいふ所を以て證據に用ゐ捌きをする時も兵舌

乃達者なる者がいつでも必ず勝公事を占る事に及ぶ
也ゑ無據一向讒文書付乃類を以てその理非曲直を
裁判する次第でござるされば讒文書付乃類はその大
切なる事今更いふまでもござりません讒文書付乃
類はかく乃如く大切なる者なれば人民乃約束をとり
極めその書付をとり替す時には必ず政府の役人乃
立合を受けその約束乃慥なる事を籠すべき筈なれ
ども日々數限りもなき人民乃約束事へ一々役人を出役
さするは政府といふとも及びがたき事也ゑ讒券印紙

を發行して其の代と志たるものでござるされば證文書付乃記に印紙或は畏紙などを用ゐるは私にとり結びたる約束を以て政府乃役人乃立合を受けたるものと同様にする理合にてその約定乃慥なる事を表する次第でござる蓋しされ等はこれな政府乃人民を大切に思ふありがたき思召より出でゝ世間の信義を堅固にし交際乃和合を永續せしめんため乃法仕法なれば誰も彼もありがたく思ひてよく法趣意を守らざれば ならぬ事でござるさるをされ等乃道理にもなる足下が

屈服せざるならば僕はこれを以て恰も能楽息子が
その父母を誹謗するが如く足下乃議論は自己乃手
前勝手を十分に行ふ事あたはざるより出たる執念
ばらし乃不理窟かと考へ升且又十萬両乃金乃取引
も一歩乃金乃約束も信義を堅固にする味に於ては
異なる所なき事也忽此細なる酒の切手といふとも印
紙を貼用するは固より當然乃道理でござるさるを
一歩乃金には印紙を貼用せずともよしといはゞ十萬
両乃金といふともまた印紙を貼用せずともよき筈

にてさすれば龍券印紙發行の事柄を徒らず属
すでござらうされば其の事に付て足下の論ぜられ
たる所もまた吟えぬ理窟でござるナント舊平さん先
刻より其の開次郎が法話しアス所を篤とお考へな
されなば裁判の一件も龍券印紙の一件もそなる悉
く法得心になりましたらうされば足下に限らず世間
の人誰も彼もそなさのありがたき法趣意を奉戴し
て人の害にならぬやう自己の害をあらむらぬやう
恒に正直なる心を以て善良なる行ひを勵し互に信実

を盡して其の世を營むべき筈にてさすれば自然に一身の名譽を得て遂に活計歡樂心のまゝなる身分と相なる事でござらう

舊平

イヤ開次郎さんもう一番法関アス事があり升則貨幣や紙幣乃事でござる昔し幕府乃頃乃通用金を小判といふ武歩金といふ一歩銀一朱銀といふて今乃貨幣に較ぶれば百層倍も直打乃あッたるものでござる尤幕府乃時代にも度々吹替がありて段々形も小サ

なり目方も減少したる事なれども中々只今乃貨
幣乃やうなるものではござりませぬ故に諸色乃直
段も甚だ安直にして世間が甚だ暮しよかッたるゆゑで
ござるさるを沸一新乃頃戦争乃騒ぎに乗じ諸國乃
大名めらが慢に貳歩金の價物をしらへ出れがため
に既に世間乃迷惑を引起してゐる所に加ふるにまた
天朝にて紙幣を作りされを發行したるにより諸色乃
直段も恰も朝嵐に紙鳶を揚るが如く滅法界もなき
高直となり世間乃人民も難渋迷惑貧窮困窮乃四ッを

一時に極めたる事でござるサテ戦争乃騒ぎも滴に世間の波風もをさまりてかの貳歩金紙幣などのために損をする者は損をし困る者は困りはてゝ後やうやく世の中乃折合が付て出来上りたる所乃通用金が即今乃貨幣でござる今乃貨幣は誠に笑談らしいものにて一圓乃金貨などはトント豆粒不どの者なるゆゑ疎漏者は度々取落し遂にこれを以て忌々しい物に心得る事でござるされば此れをかの小判或は貳歩金などに較ぶる時は法身様と鼈不どの相違にて誠に有難味の薄

きものゝやうに心得られ升且昔より日本の通用金の形
は四角なるものに拵ッてゐたるを政府の毛唐人好キの
所より毛唐人の國の弗銀の形に働ひ遂に只今の新
貨幣の形を圖く製造せられたる事でござるナント開
さん政府がさほどまでに毛唐人の真似を志たく思ひ給
はゞ寧政府の株を毛唐人に吳れて志まッたる方が世話
がなくしてはるか便利ならんかとぞんじ升貨幣はた
とへ形が小サクなり同方が減少して玩物の如くなりた
りとはまだ也るしおくべき所あれども紙幣に至りて

は殊に仕方乃ないものゝやゝに心得られ升既に去ル辰
年乃頃乃有様をぞらんなきれ百両乃紙幣が正金三十両
か四十両位乃割合にてこれがために世間一同に大難渋
を極めたる事ではぞさりませんかさるに此度政府にて
製造する所乃紙幣乃金高は凡一億五千萬圓ほどと
いふ事でぞざるナントかゝる大数乃紙幣が世間に出る時
はまた先頃乃如く正金と紙幣との間に大なる喰違ひ
生じ竟に先頃の難渋より百倍も立勝りたる難渋を世
間へ與ふる事に及びませう且今日にても最早容易に

貨幣乃顔を見る事のかなはぬやうなりたれぞ其の後一
両年もすぐる時は必ず世間がマルデ紙幣ばかりに変
じ貨幣は薬にしたくても得る事乃かなはぬやうに
成行ませう全躰紙幣は原質が紙を以て製造し一
圓に一圓丈乃直打を具ふる者にあらざれぞあれを以
て正金乃代とし賣買乃道を謀る時は必ず諸色乃直
段が高直になるべき筈にて終には草鞋が一足一歩酒が
一升一圓木綿が一反五圓抔といふやうにならんは勿論
乃事にぞんじ升蓋しまれ等は其の舊まの狭い料簡

から出る取越苦勞乃やうにおぼしめしたまはんなれ
どもよく〳〵辺入りて深く心配して見る時はどうして
も朦瞳と安心してゐる丈とは出来ぬやうに心得られ
升且又紙幣は毛唐人乃方へ通用せぬ者也ゑ交易場に
て交易の盛に行はるゝに随ひなほ〳〵日本乃貨幣乃数
は減少するゆへにて畢竟乃所に至れば丈の廣き日本國に
正金といったら鐚一文もないやうに相なる事でござらうさ
れば紙幣乃事に付き政府にて只今乃間に氣の附く
事なくば恰も鼬のために血を吸とられたる難乃如

く終に其の日本國の立枯に及ぼん事鏡に懸て見るやうでござる蓋し此れ等の事栖を天子様の思召より出たる者かまた法役人方の料簡より出たる者か明白にその本を知る事あたはざれども何にしても國に業し甚だ相濟ぬ譯合でござるそれともまた日本を神國の事也ゑ通用金までも紙にせざれば天照皇太神宮様に業し申譯がたゝぬとゝふ理窟でもあるか何にせよ其の舊平の如き愚鈍の者にを一向ゑからぬ次第でござるたゞ僕をされ等の事を以てその考云有きたる人


金壹圓
太政官會計局


一朱
一刀銀
一朱

物に拘はらず偏に政府乃貪欲なる料簡より出たる横着なる仕業と考へ外蓋しあれ等乃事乃起りを穿鑿すれば通用金は政府乃極印さへあれば石でも瓦でも通用する者也忍はじめ先貨幣乃目方を減少し形を小吹改めあれを以て十分に銭儲をせんと較計たるに貨幣にてはなる地金のために幾許乃本手が費え案外に面白味が少きも忍ツコデ又もう一ツ新張の仕法を出かへ遂に紙幣と法沙汰を改めたる事でおざるなる不ど紙幣なれば一億五千萬圓乃金高を製造する

に大方壹萬圓か貳萬圓も紙を買へば足る事ならんも
ゑその目論乃通り廣大なる錢儲になりて政府乃た
めにも誠に珍重千萬なる事でござるグガ其の欲心乃
ために日本國を滅亡乃場合に至らするもどうすべき事
でござる何トカ申譯乃仕方がござり升カ實に政府乃か
く乃如き所業に及べるも恰も禽獸乃食物に羈されて
その身命を失ふが如く人民乃上に立つ政府たる者乃
すべき所業にあらざるかと心得升ナント関さんにの欲
張政府が他國乃も乃なれば更に氣を揉ミ心配する所

をざざりませんけれども我國乃物自己乃物と思ふ時
をまだどうしても知らぬ顔して空嘯てゐる事を出来
ぬとけでござるされば僕をこのまゝに捨置けば何時まで
も政府をてその所業を改むる期なしと思ふ也ゑまづ一
應足下に清話しやタル上事宜によれば此乃趣を以て政府
へ異見を加へんかともぞんじ噫イヤナ事イヤナ事欲張政
府乃下に住居する人民を始終政府のために氣を揉ミ心配
して命乃縮むやうに覚え升
開次郎

なるゝ事これ等の法疑ひ一應を活むでござる事の閑次
郎などは元を矢張さやうに心得ゐたりしにだんゝ博
識の法人より法話しを伺ひされによりてやうやくその
頃に及びその道理を會得したる次第でござるされど
その博識の法人より伺ひたる所を以てまた足下に法
取次するでござらう全躰昔し世にいまだ通用金といふ
のゝなかッたる頃を世間の文易をこなる品物と品物との取
換にしてその不便利なる事を今僕がこれを足下に法
話しやさんとするもトテモ及ばぬ位の事ダさうでござる

サテ又人間は神妙不測の知恵を具ふる者ゆゑかくの如き不便利の事あれば誰も彼もこなされを除かんとする料簡を生じ各々その工夫を回らしたるに世間一般に珍重する品物を以て通用金に定めあれを以て交易の媒介をさする時は大の患を除き得べしといふ妙工夫を案ト付遂に世に通用金といふものを用ゐる事になりたるゆゑさうでござるなるほど世に通用金のある上は我所持の品物を以て一度通用金に取換さへしておけば何時にても不しき品物を入用丈求むるたとを得られて詳にい

をんかたゞき便利なる事でござるされば此の通用金を用ゐる世界を以て以前の通用金を用ゐざる世界に較ぶる時は恰も生れ替りたるほど乃相違にして通用金を用ゐる世界に生れたる人間は通用金を用ゐざる世界に生れたる人間よりも百倍も幸福を得たるものでござるサテ又世間一般に珍重する品物は如何なる物がしたづぬれば即金銀乃類でござる金銀の類は第一に直段乃狂ひ少き者なり第二に容量小サクして高き直段を具ふる者なり第三に直段を害はずして大小如何様乃形

にもなし得べき者なり第四に永年乃間貯へ置くとも
更にその形を変する事なきものなり蓋しこれ等を通
用貨幣にすべきものに缺くべからざる性質なるに丁度
金銀乃額をこれを具へたるゆゑいたゆる眼の寄る所へ
玉乃寄る理窟にて世間乃人情がこれ金銀乃額に集り
これを重宝に思ふ所から誰お談し誰約束をとり極む
ともなしに自然に此のものを以て通用貨幣となしたる
次第でござるされば通用金の世間に通用する所以を敢
て政府の法定によりて造幣寮乃極印が据ゑてあるゆ

ゑにあらず即世間一般乃人情がこれを好くこれを用ゐるによる事にてその纔據を昔し世にいまだ定りたる政府も遠幣寮もなき時代にても塊金又を砂金などを用ゐて世の人が交易を遂げたるを以ておこりなきれませサテ金銀を通用金になるべき適當なる品物がといふ事が清得心になりたる上をこの通用金が物を買ふ力を生ずる所以と萬物乃直段乃標準となる次第柄を清話し戸さん元来通用金を物と物との間に立入りて雙方乃便利を達せしむる事を以て職分とする者にて人間で

いへば丁度商人の如き者でござる商人は己れ一物も
産出せずといへども百姓や職人の間に立入り大れ等の
産出したる品物を以て彼此の間に世話をしまれを以
て大に世の便利を助くる者でござる通用金もその通
り通用金は喰ふ事も着る事も出来ぬものなれども喰
ふ物や着る物の間に立入り雙方の望を全くしてその
便利を助くる者でござる商人の職分たる商賣は百
姓の耕作職人の仕事と同様にて却て大れに立勝る位
の者なれば通用金の職分もまたかの米穀の飯とな

り絹布乃衣服とはり双物乃裁切乃用をはすと同様に
て却てされ等乃物よりも立勝りて人間に寵愛を受く
る事でござるさりながら世間にもされ等乃理合を知
らずして通用金を以て他乃品物に異りたる一種学
上乃至宝と心得餘り大切に思ふ所より草筍乃引出し
或は椽の下乃甕などに儲蔵て竟に通用金をしてその
貴むべき職分を缺かしむる輩もまゝある事にて
れなる米穀を飯に炊がず絹布を衣服に用ゐず双物
を裁切乃用に當ざるが如く甚だ馬鹿ゝゝしき仕業

でござるサテ法話しかゝ通り通用金を矢張一ツ乃品物
にて他乃米穀絹布又は刃物などに聊も相違なきも
のなれども米穀絹布刃物などはこれを求むる人と
求めざる人とあるゆゑ廣く世間乃交易を遂ぐるゆゑあ
たはす通用金はこれに異りて世間にて一般にこれを好
むゆゑ廣く何品とも交易する事を得られて大なる働
をあらはす次第でござるソコデかく通用金は他乃品物
に同様なる者なりと得心ゆく時はその直打を生ず
る理合もおし知らるゝアナにて譬ば足下乃傍にある

その煙草盆を以て一圓乃直あるものとせだ即煙草
盆を一圓乃金を買ふ力を具ふる者といふべし又一圓の
金を此の煙草盆を買ふべき力を具ふる者といふべく
してかく煙草盆と一圓の金と丁度釣合ふまけを杣
が深山より木を代出し指物屋がこれをかく一ツ乃煙草
盆に作り商人がその見世にてこれを買くに賣與ふる
までの手間と鑛夫が鑛山より地金を堀出し大坂乃
造幣寮にてこれを一ツ乃一圓金に作り世間乃通用に供
するまでの手間と寸分も差をす丁度適當する也

でござるされば此の二ツ乃中一方乃手間に変りを生ずる時はまた必ず此の釣合に変りを生ずべき勘定にて譬ば此れまで此の煙草盆一ツを指物屋が二日乃手間を以て造りたるに新に便利なる道具を發明して一日乃手間を以て造るやうに及ばず即此の釣合は変りて必ず貳歩乃金を以てこれを買ひ得るやうに相なるでござらう又これまで一圓金一ツ丈乃地金を鑛夫が二日乃手間を以て堀出したるに新に便利なる道具を發明して一日乃手間を以て堀出すやうに及ばず即また

其の釣合を変じて必ず二図乃金にあらざれば其れを買ひ得る事かなはぬやうに相なるでござらうつゞめていへば品物乃割合よりも通用金が殖ゆる時は品物乃直段騰貴し通用金乃割合よりも品物が殖ゆる時は直段下落する勘定でござるさりながらさきにも法話しアタル通り金銀乃鈌は相場乃狂ひ甚だ少きものゆゑ品物と通用金との釣合に狂ひを起す事あるは何時もまづ大方品物乃仕出しに狂ひを生じたるによる事でござるサテ通用金乃直段もいつも大方一定して狂ひ

乃甚だ少き者也ゑこれを以て他乃品物乃直段を計る時は手早くその品物乃釣合を知られて誠に便利なる也ゑ遂に何品は幾圓何品は幾錢抔と恒に通用金を以て品物乃直段をあらはす事と相なッたる次第でござるさりながら通用金を以て物乃直段を計るは非を以て酒乃量を計り物差を以て反物乃長サを計る事抔とは大に異りたるものでござる譬ば去年一斗乃米を一圓と計りたるも今年は一圓一歩にも或は三歩にも高下する事あるものなれば其れはたゞ面倒なる

唱を省きて手早く物の釣合を知らんまでの仕事と
おもりなされませナント舊ぞさんかく清話しやシたらだ
通用金の物を買ふ力を生ずる理合も物の直段の標
準となる理合も悉くおつかりになりましたらうサテ其
れ等の理合がおつかりになッたる上をあれから通用金
に付き政府の行ふべき職務を清話しやさん全躰通
用金を既に清話しやタル通り世間一般の好みによりて
通用する者也ゑ政府にてあれを世話するをいらぬ仕事
のやうなれどもあれを世間の人の心任せにしおく時を

各々その欲心を擅にし混雑を生ずるのミにて通用金あるがために更に利益を起す事なきゆゑ無據人民乃名代なる政府にて此の事務を引受けしれを一般乃利益となるべきやうに世話するヨけでござるサテ通用金に付き政府乃行ふべき職務は二筋乃理窟に関係いたし外一ツには萬乃賣買乃約束事に付き必ず定ッたる通用金乃名目を以てその代價乃とり極をさせんために此の事務を引受くる事でござる蓋し世に定ッたる通用金なき時は物乃代價を受取り渡しする

際に於て或は其の金にても受取る事かなはぬ又は其の品物にあらざれば拂ふ事かなはぬ抔と互に手前勝手を言争ひあれがために世間に喧嘩争論乃断ゆる事まはござり升まいさるに政府にて世間の人情に従ひ一ツ乃品物を撰みて世乃通用金に定めあれを以て萬事乃約束を遂げさしむれば其れ等乃差支は地を拂ひて消失する事でござるまたもう一ツには政府にて世乃人情に従ひ金銀を以て通用金に定めたる上は其れをして大にその働をあらはすべきやうに世話する事でござる

通用金をして大にその働をあらはさしめんとする仕方は一番に通用金乃性合をして一括に純精なら志むる事二番に通用金をして大小幾許乃交易にも用ゐらるるやうなどよき形量に製造する事三番に通用金乃目方を確定し明白にその直段を書き載する事でござる蓋し只今乃新貨幣はあれ當乃正當乃道理に從ひて製造したる通用金にして即横着者乃削取りを防がんためにその面に細密なる摸様をちりばめ計算に便利ならんためにまらかにして且平らかなる形に鑄造

し性合は純金九分に混和物一分を加へ目方の割合は
英佛亜の三ケ國の相場を比較して定めたるものにて
そのくはしき事は新貨條例といふ書物に書載てござ
るナント舊まさんしれ等の話しを篤と法考へなされ
なれど足下の法疑念は恰も山國の人があたらしき魚を
以てうまくなしといふが如く畢竟通用金の真味をお
しりなさらぬ浅果なる料簡より生じたる迷ひダとは得
心ゆきましたらうダカ併しこれは足下ばかりをしらがむる
わけにはゆきませんこれまでこれ等の道理は肝腎の政

事をとり扱ひたる役人でしらしらざる事なれどまして下々の者がこれを知らざるは尤千萬なる事でござるそれに付き足下乃法疑ひもあるまけなれどこれから通用金乃直段に狂ひを生ぜし次第と昔しの通用金に弊害乃ありし次第を法話しやさんとそんずれどもこれを法話しやス時もあまり紙數が多くなりて却て法躰屈を引出すやうに相成る事也忽これを先のち乃話しに仕舞おきてこれよりすぐに紙幣乃一件にとりかゝりませう全躰通用金は同方乃重き者なる也忽こ

れを遠方へ運送せんとするには存外の入用が費えさ
の入用は詰り物産の直段に加るべきものなるゆゑにれ
がために物産の直段を高くする憂あれども世に紙
幣の設けある時は其の入用を省く事を得られて其
の憂はたちどころに消失する事でござる又通用金に
ては盗賊のために我所持の物を奪ひとられてもすれ
を穿議すべき手立がござりませんさるに紙幣には必
ず一々番号がしるしある事ゆゑにれなれば盗賊に奪
ひとらるとも忽ち我所持の物たるを見出し得られ

て自然に盗賊乃憂を減ずる勘定でござる紙幣を一寸数へてもかく乃如き便利を具ふる者なれどもまた足下乃仰らる通り原質が紙にて造りたるも乃也急通用金乃如く正真乃直行を具へざるを勿論にてその方法乃あしき時を殆んど足下乃清心配なされる通り世間乃大害を引起す事もござり升されば西洋人乃國にてもその例し少なからずして我日本にても既に七八年以前を太政官乃れ乃ために一時雑義に陥りし事がござる元来紙幣を人乃信仰を以て通用するものに

て譬ば僕より他人に賣物をなしその人より何月何日に
これを返濟せんといふ書付をとりおきしに僕もまた足
下に當し拂ふへき借錢が出來たる由急竟にこの書付を
以て足下乃方へ振向んとせば足下乃料簡にて恒よりそ
の書付を出したる本人を正直なる人物と承知してゐら
るゝ時は必ず差支なくこれを受取らるゝ事でござら
う則紙幣乃通用するは大の道理に外ならず故にこれ
を通用さする政府にて約束通り正金と引換ふる道だ
に慥に立てゐれば法話し即て通り正金より一層便利

よき者也ゑなれ一層差支なく通用する事でござるさ
れに由て見れば五七年以前に太政官乃札乃下落せ
しは畢竟法一新乃際にて世間乃人が政府を信ずる心
薄くその変行する所乃紙幣も詰り海乃物やら河
乃物やら見留が附かぬといふ人集から遂に下り坂に
車を轉すが如く底止なく下落したる次第でござる
きりながらこの紙幣ともとより政府に於て慥なる
目的を以て変行したる者なるゆゑ更に厳しき法觸
を出し正しき方法を以てこの下落を防ぎしかば遂

にまた大風に紙鳶を揚ぐる如く翩々然と騰貴して僅か一月も過ざる間に世間にて正金より却て紙幣乃方を珍重するやうに相成ッたる事でござるナント此等乃話しに付て御考へなされなば紙幣を引換乃道さへ慥なれば屹度差支なく通用する者といふ理窟をおてかりになりましたらうさりながら紙幣を發行するを至極六ッ敷ものでござるその事を紙幣を元来紙を以て造りて幾萬圓乃金高にても造作もなく造り得べきものなるゆゑ政府にてもし存外に國用不足乃事な

どあれだその苦しミに耐へかね竟に引換ふる目的もなき紙幣を發行するに至るもまゝある事にてかく乃如き事情より發行したる紙幣はそれなり世間乃大害を引出すものなれ終には紙屑同様に相成りしれを所持せる面々はこゝな大損失を蒙むらん事でおざる蓋し

かゝる例しは古来西洋乃國々にて沢山ありたる事にして前車乃覆へるは後車乃戒といふが如くしれ等乃例は却て我日本國乃幸となり日本乃政府はしれ等の例によりてその利害得失を悉くとり調べ遂に正しき道

に従ひて只今乃紙幣を愛行せられたるとけなれば只
今乃紙幣あり一點乃疑惑も用ゐず屹度信仰すべき
者でござる何を以て只今乃紙幣を信仰すべき者とす
るかと問ならば元来物乃お場に力づくにも腕づくにも
のぬものゆゑもし只今乃紙幣が道理に外れたる者な
れば政府がいかやうに骨を折らるとも決して正
金同様に通用する筈にあらき譯でござるさるに世間に
て正金より却て紙幣乃方を珍重する所を以て見れ
ばあれ何より疑ふべからさる後據でござるナント舊式き

んかく清話しヤシたらむ紙幣乃一件ハ大方足下乃活
胸に落着したる事でござらうサテ又當今政府にて紙幣
を發行せらるゝ次第ハ即新に幕府乃仕散らしたる
跡を引受け引續き戦争乃入用から近頃に至り外に
ハ外國交際の物入りあり内にハ諸藩乃借金を引受け
士族に産業乃本手金を與へ且錢道を築き傳信機を
建て兵隊を組立軍艦を買入れ郵便を設くる等數限
りもなき物入りありてこれ等乃入用を埋めんため
に他より金を借り入るゝ時ハ又候利足乃ために借

乃上乗をする事に陥る也急竟に紙幣を發行して一
時ゝの埋草乃手立を設けたる次第でござる蓋し古
れ等を日本國を開化に進めんために用ゐたる入費な
れば正真乃理窟に拘てたゞちに此れを人民に割付出
銀さすべき筈なれどもさやうする時も却て人民乃難
義になりまたドンナ禍を引出さんもはかりがたき事也急無
據紙幣を發行して一先その不足乃金高を補ひおき次
第に此れを償ふ工夫を立たるとけでござるまた足下乃
法論では政府も紙幣を造り錢儲乃仕業をすと仰

らる事ダガ只今も法話しヤス通りもし政府にて金を借る事あらはその利足は雖より拂ふ事になり升ぢ或はこれがために通用金を鑄造せばその地金乃代金は誰より拂ふ事になり升ぢこな人民より拂はざれば かなはぬ事でござらうさすればかの一億五千萬乃紙幣を製造せんに一萬圓乃本手を用るんより五千圓乃本手にて足らんにて世間一般乃利益となるべき勘定にてこれは今更僕が改めていふまでもござり升まいされば これ等乃法論も矢張足下乃法心得違より出た

るものでござる且又足下をかく世間に紙幣が流行す
れば即通用金の数が殖えたる勘定也ゑ竟に物乃直
段を高くするならんと法心配なされる事なれども去
れもまた餘計なる法心配でござる蓋し只今乃紙幣
を既に世上に殖えてゐる品物乃負債に充つるために造
りたるものゆゑ品物乃直段を高くせざるのゝならず後
には古の物あるによりて追々品物乃直段を安くする事
に相なりませうナント舊平さん是まで僕が法話し申タル
所を篤と法勘考なされなば通用金及び紙幣乃理合

を明白に活得心に相なる事でござらう サテ又足下を其
の有様乃まゝまて打過ぐる時を交易のために遂に我
日本國を立枯に至るならんと活心配なされる事ダガ
僕乃見込まてされはまた無益乃活心配かとぞんじ外
元来交易乃道を恰も水乃低きに就くが如く恒に餘
れるを以て足らざるを補ふ事柄乃者なれば其の事
に付て決して足下乃活心配なされる如き禍を起らぬ
道理でござる且外國人が日本乃金銀を輸出しもくと
いひてもこれをたゞ奪ひとりて持もく次第でござらぬ

必ず品物を賣與へその代價として持ゆくわけにして
日本人もまたその金錢を無益に外國人に與ふる氣違
ればざりませぬ即品物を買受けその代價として與ふ
るわけなればその買受くる品物よりまた必ず若干の利
益を得べき筈にてたゞ勉めて無益の物さへ買とらざ
れば外國人のために日本の金銀の數を盡して輸出
さるともまたこれを掌を反さぬうちにとり戻し得ら
るゝ理合にて聊も心配する次第ればざりませぬたゞ日
本國を殷富にせんと思はゞ人々外國人に立勝り勉強

して産物を作り出すにあり譬ば同様の品物を同様の骨折を用ゐて外國人は一ツより多く作る事あたはざるに日本人はこれを二ツは三ツも作るやうなれば則外國人より二倍も三倍も多く錢を得るわけなるゆゑ日本人の身代のよくならん事杖を以て地をおつが如く決して間違はない事でござるナント舊平さんこれ等の話しはどうでござる足下の思召さるゝ所ともトンダ異りたる理窟ではござらんかサテ先刻から乃長談義足下は定て清躰屈なきれたる事ならんさりながら只今

僕の活話し申タル所に付て篤と活勘考なされなれ
ての一條に付ての活疑念を大方なる事でござらう全
躰昔し堅氣といはるゝ人は徳實に随分よき所もあれ
ども大方は井の中乃蛙の如く恒に自分乃思ふ所より
外によき者をなしと心得もし我意外に出る事に逢ふ
時は熱心となりてこれを悪括に言散すものにして舊至
さん足下なども矢張ての仲間の人物でござるされば足
下乃ての一條に付てかれこれ噪ぎたてられたるも畢竟
蛙乃鼻元思案雀乃三里ほどもなき浅果なる活料簡に

していまだ古の事柄に海より深き理合のあるを活穿鑿なされざるゆけなれども古れを盲蛇物に怖ず大膽不敵の仕業とおりやシませう

舊平

段々の活理解胆に銘じ誠に感服いたし外々實に足下の活蔭を以て古れまで積累りたる所の疑念も古と〳〵く消失せ僕の胸中も恰も夜の明たるやうに覚え外今までかゝる道理のある事とも露しらず昔し堅氣の偏屈より牛も牛連馬も馬連同じ種族の偏屈連に挑撥か

されつゑうかくと例のまねたる性質をあらはし遂に
これがために足下もトンダ清心配をなされたるつけにて
今更なんとも恐入面目ない次第でござる僕し開さ
ん僕のかく足下に清心配をかくるも畢竟日本國を大切
に思ふ料簡より出たる事なれば どうぞ決して思ふ
思召して下さり升ナ且さの後といふとも僕の胸に落入
らぬ事ある時はまた足下に付て清閑やさんも忘どう
ぞその節はこれまでの如く相替ず清教導なされて
下されませ

開次郎

イヤ舊まさん足下がさやうに仰るれば僕も清話し申シたる甲斐ありて誠によろこばしうぞんじ升全躰人たる者は恒に物事の道理に心を留め我意外に出る事の起ることあれば何故にかゝる事の出来しやとよくその本を穿鑿すべき筈でござる蓋しその本の由縁きへ辨まふれば如何なる新奇の事といふとも怪むに足るものはござりませんこれば先刻より足下の論ぜられたる箇條は無学文盲なる料簡にて遽に此れを問き遽に此れ

を見遽に出れを考へなば實に驚愕仰天すべき事なれ
ども平生より人乃讀むべき書物を讀み物事乃道理
に行渡りてゐる時をその本乃理合が明かなるも悉少
しも不思議とも思ひぬ事でござる夫乃故に向後を
足下もよく物事乃道理に心を留め我意外に出るゆゑ
りとも必ずその起る本を穿鑿して決して椶帚を以
て幽霊とするが如き人乃笑草になるべき所業に及び
なきなり ナ

開化問答二篇巻下終

明治八年五月新刻

東京書林

大坂　丸屋善藏兵衛
須原屋茂兵衛
山城屋佐兵衛
須原屋新兵衛
和泉屋吉兵衛
須原屋伊八
和泉屋市兵衛
和泉屋金右衛門
丸屋善七
富城屋藤兵衛
和泉屋勘右衛門